



質問1

個人開業医です。毎月支払う医師会の会費や医師年金の掛金、医師国民健康保険の保険料などは、所得計算上の必要経費として認められるのでしょうか。

回答

医師会費は医業の所得計算上の必要経費となるが、医師年金の掛金および健康保険の保険料は、事業所得の経費とはなりません。

事業を営む人が加入している各種の団体に対して支払う会費については、その団体の活動が加入者の営む事業と相当程度のあると認められる場合は、その会費が事業について生じた費用として事業所得計算上の必要経費に算入することができます。

そこで、開業している医師が自分の所属する医師会に支払う会費の場合は、医業について生じた費用と考えられ、事業所得の必要経費となります。なお、その年の必要経費に算入できる会費は、通常の範囲のものに限られ、特別な会費はその目的・用途などによってはそのままが事業所得計算上の必要経費とならない場合があります。

つぎに、医師年金の掛金ですが、社団法人日本医師会年金は、加入者の事業廃止または、死亡後に老後および遺族の生活安定などを目的として設けられた制度で、医業の収入を得るためのものではありませんから、事業所得計算上の必要経費とはなりません。この掛金は年金または一時金の雑所得または一時所得を計算する場合に収入から控除するものとなります。なお、この掛金は、加入者が個々に生命保険契約を締結したものではありませんので、生命保険料控除の対象にもなりません。

また、健康保険の保険料ですが、被保険者が事業主であるものの保険料は、社会保険料控除の対象にはなりますが、必要経費にはなりません。

質問2

私は、ある有名な寺の門前町で医院を営んでおります。昨年、そのお寺の100年ぶりの祭礼があり、主として門前町で事業を営んでいる人達の全員が祭礼の費用を寄附することになり、私はその寄附金を2年にわたり月払いすることになりました。この寄附金は、店舗の規模等に応じて決められましたが、必要経費になりますか。また必要経費になる場合、いつの年分の経費になるのでしょうか。

回答 寄附を支払った年分の必要経費になります。

通常、神社やお寺など宗教団体に対する寄附金は、家事に関する費用とみられ事業の必要経費とすることはできません。しかし、その寄附金の支出が、広告宣伝のためなど事業を行っていく上で直接必要と認められるものや、寄附の相手方、理由等からみて事業を行っている場合には当然にしなければならないというような、半ば強制的なものであれば、業務について生じた費用とみられ支出した年の必要経費に参入して差し支えないと考えられます。

したがってご質問の場合、祭礼の費用は、門前町で開票しているため事業規模に応じて半ば強制的に割り当てられた額を寄附しなければならないことからみて、事業の必要経費になると考えられます。また、寄附金を2年にわたって月払いする場合、支払った日の属する年の必要経費に算入することになります。なお、業務の遂行と直接関連のない寄附金でも国や地方公共団体への寄附金、特定の公益法人に対する寄附金や財務大臣が指定した寄附金については、寄附金控除として課税所得金額の計算において控除することができます。